

三重県パートナーシップ宣誓制度

三重県では、性的指向・性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりとして、三重県パートナーシップ宣誓制度を令和3年9月1日から開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したお2人（一方又は双方が性的少数者）に対して、県が宣誓書受領証等を交付する制度です。

この制度により、パートナーの方々が家族同様のサービスを受けられる可能性が広がります。県では、受領証を提示することで利用可能なサービス等を、県ホームページで公開しています。

宣誓をすることができる方

- 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が性的少数者である二人であること
- 成年に達していること
- いずれか一方が県内に住所があるか、県内への転入を予定していること
- 現在婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップ宣誓をしていないこと
- 近親者でないこと（パートナー関係に基づいた養子縁組を除く）

利用できるサービス

行政サービスでは、公営住宅の入居申し込みや医療機関での家族同様の面会等の際に利用できます。民間サービスでは、既に生命保険の受取人となる場合や携帯電話の家族割などで利用が可能となっています。

手続きの流れ

電話、メール等で
宣誓日時の調整

パートナーシップ
宣誓

宣誓書受領証等の
交付

◇宣誓時は、お2人で三重県庁にお越しください
(プライバシーに配慮したスペースをご用意します)

◇戸籍氏名だけでなく、通称名の使用も可能です
(受領証裏面などに戸籍上の氏名を記載します)

必要書類などの詳細は県ホームページをご確認ください



パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ先
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-2225 FAX 059-224-3069
E-Mail iris@pref.mie.lg.jp



三重県パートナーシップ
宣誓制度案内ページ